

## 市第37号議案

## 福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

次のように福祉保健活動拠点の指定管理者を指定する。

平成30年9月11日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市中区福祉 保健活動拠点	中区山下町2番 地	社会福祉法人横浜市中区社会 福祉協議会 会長 金子 豊	平成31年4月1日か ら平成36年3月31日 まで

## 提 案 理 由

横浜市中区福祉保健活動拠点の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

**参 考**

**地方自治法（抜粋）**

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）